

28東監発第9号
平成28年6月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市教育長 森 純 様
東村山市議会議長 肥沼 茂男 様

東村山市監査委員 飯田 武夫
同 赤木 盛一
同 駒崎 高行

平成27年度第3回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	まちづくり部：まちづくり推進課、用地課 教 育 部：社会教育課、図書館、公民館、 市民スポーツ課、ふるさと歴史館
監査の範囲	平成27年4月1日から平成28年2月29日までに 執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取り組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成28年3月1日から平成28年5月24日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	平成28年4月13日 平成28年4月14日
説明聴取	監 査 室	平成28年5月13日
講 評	監 査 室	平成28年5月24日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

まちづくり推進課

(1) 意見・要望事項

1) 秋津駅及び新秋津駅周辺まちづくりについて

秋津駅南まちづくり推進協議会や関係機関と相互に協力し、今後も、にぎわいや魅力あるまちづくりに取り組まれない。

2) 書類等の不備について

支出負担行為伺兼決議書や契約書類に不備が見受けられた。会計事務規則及び契約事務規則に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

用地課

(1) 意見・要望事項

土地開発公社について

長期保有土地の圧縮を図り、土地開発公社と連携し更なる経営改革に取り組まれない。

社会教育課

(1) 指摘事項

契約書類の不備について

契約事務については、審査時のチェックを確実に実行されたい。

(2) 意見・要望事項

書類等の不備について

支出負担行為伺兼決議書や起案書に不備が見受けられた。会計事務規則及び文書管理規程に基づき、起票者は正しい知識を習得し、正確に事務を実行されたい。

図書館

(1) 指摘事項

図書複写代金及び払込みについて

コピーサービスカウント記録簿の集計欄への未記入や、調定内訳に誤りが見受けられた。公金管理マニュアルに従い適正な事務処理を実行されたい。

(2) 意見・要望事項

1) 「子ども読書活動ボランティア養成事業」について

地域の子どもたちが、本についての楽しみを持てるよう、図書館と市民ボランティアが協働して「子どもと本の人材バンク」の充実を図り、好評を得ている。今後とも新規ボランティアの確保と質の向上を目指し、事業の拡充に取り組まされたい。

2) 書類等の不備について

支出負担行為何兼決議書や契約書類に不備が見受けられた。会計事務規則及び契約事務規則に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

公民館

(1) 指摘事項

庁用車の管理について

庁用車の管理については安全第一を考え、整備等適切に管理されたい。

(2) 意見・要望事項

書類等の不備について

支出負担行為何兼決議書や契約書類に不備が見受けられた。会計事務規則及び契約事務規則に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

市民スポーツ課

(1) 指摘事項

契約書類の不備について

契約書類において、いわゆる「消せるボールペン」の使用が見受けられた。この筆記具は容易に改ざんされる恐れがあり、公文書への使用は

不適切である。今後、このようなことがないよう徹底されたい。

(2) 意見・要望事項

1) 指定管理業務の検討について

運動等指導委託及びスポーツ事業窓口業務委託については、随意契約理由書を付して、特命により株式会社東京ドームスポーツと契約締結している。受託者は、指定管理者の東京ドームグループ構成企業であり、委託内容を見直し指定管理者業務とすることが合理的と思われるため、検討されたい。

2) 備品管理及び公印管理について

備品総数が2,566品と多く、備品シールが無いものや現物が無く登録上残っているものが見受けられた。今回の定期監査を整理する機会と捉え、物品管理規則に基づき適切に管理されたい。

また、公印管理については、公印使用簿が無いため、東村山市教育委員会公印規程に基づき整備されたい。

ふるさと歴史館

(1) 指摘事項

公印管理について

平成16年3月の事業終了に伴い、東村山市史編さん委員会条例が廃止された。しかしながら、東村山市教育委員会公印規程を改正すべきところを行っていなかった。適正に管理されたい。

(2) 意見・要望事項

書類等の不備について

支出負担行為伺兼決議書や契約書類に不備が見受けられた。会計事務規則及び契約事務規則に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。